町有財産一般競争入札参加申込書

令和　　年　　　月　　　日

山辺町長　安　達　春　彦　　殿

≪申込人≫　　　　〒　　　　　－

住所又は所在地

フ　リ　ガ　ナ

氏名又は名称

及び代表者氏名

電話番号　　　　　　　－　　　　　　－

　　※　共有で申し込む場合は、持分を明記し、別紙にて提出してください。

山辺町が売払う下記物件の購入に係る町有財産一般競争入札に参加したいので、下記の書類を添えて申込みます。

記

１．物件番号、所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件番号 | 所在地 | 地積 |
| R7-1 | 山辺町大字山辺字十二神3132番20 | 365.55㎡ |

２．入　札　日

　　令和　７　年　５　月　１６　日　(金)

３．添付書類

①誓約書　　　②利用計画書　　　③町有財産一般競争入札参加受付書

④［個人の場合］印鑑登録証明書　　［法人の場合］印鑑証明書

⑤［個人の場合］住民票　　［法人の場合］登記事項証明書［履歴事項全部証明書］（役員等一覧添付）

⑥町税納税証明書（直近の２カ年分又は未納がないことの証明書）

※山辺町外の方は在住の市町村の証明書

⑦返信用封筒【４６０円分切手貼付（普通郵便(25g以内)１１０円＋簡易書留３５０円）】

４．注意事項

１）使用する印鑑は、実印（印鑑登録証明印）となります。法人での参加の場合は、代表者印（印鑑証明印）を押印してください。

２）共有で申し込まれる場合は、共有者の代表を記入し、それ以外の方については、別紙に記載してください。その際、共有者全員の誓約書を提出してください。

３）収集した個人情報については、申込みがあった物件に係る業務についてのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。ただし、入札参加資格の確認のため、山形県警察本部へ情報提供します。

**誓　　　約　　　書**

私は、下記の１から４の事項について誓約します。

また、入札に際し、入札説明書、土地売買仮契約書及び入札物件の法制上の規制等全てを承知したうえ参加いたしますので、後日これらの事柄について山辺町に対し一切の異義及び苦情を申し立てません。

なお、入札参加資格の確認のため、山辺町が山形県警察本部に照会することについて承諾します。

記

１　一般競争入札による町有財産の売却入札応募要項における「２．入札参加申込み資格について」の不適格事項に該当していません。

２　一般競争入札による町有財産の売却入札応募要項、及び現地の状況を十分確認し、現状有姿のまま物件を引き渡すことなどを全て承諾の上参加します。

３　自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当する者ではありません。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

⑵　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（「以下暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者

⑶　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

⑷　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。また、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第９条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある者を含む。）であること。

⑸　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

⑹　当該入札物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

４　前項⑴から⑹のいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

利用計画書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用計画 |  | | | |
| 建物概要 | 建築面積 | ㎡ | 着工予定日 |  |
| 延床面積 | ㎡ | 完成予定日 |  |
| 構　　造 |  | 建　築　費 | 円 |
| 資金計画 | 自己資金内容 |  | | |
| 借入内容 |  | | |
| 備　考 |  | | | |

本件の物件を取得したときは、上記利用計画に基づいて当該物件を使用します。

令和 　　 年 　　 月　　　日

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 | ※ |
| 受付印  ※ | |

町有財産一般競争入札参加受付書

≪申込人≫　　　　〒　　　　　－

住所又は所在地

フ　リ　ガ　ナ

氏名又は名称

及び代表者氏名

電話番号　　　　　　　　　　　－　　　　　　　　　　－

（共有名義の場合）

≪共有者≫　　　　〒　　　　　－

住所又は所在地

フ　リ　ガ　ナ

氏名又は名称

及び代表者氏名

電話番号　　　　　　　　　　　－　　　　　　　　　　－

≪共有者≫　　　　〒　　　　　－

住所又は所在地

フ　リ　ガ　ナ

氏名又は名称

及び代表者氏名

電話番号　　　　　　　　　　　－　　　　　　　　　　－

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件番号 | 入札参加を希望する物件の所在地 | 入　　札　　日　　時 |
| R7-1 | 山辺町大字山辺字十二神3132番20 | 令和７年５月１６日（金）  午前１０時００分開始 |

※受付欄は記入しないでください。

※※この参加受付書は、入札当日必ずご持参ください。

年　　　　月　　　　日

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

役 員 等 一 覧

法人名：

※該当する性別・年号を○で囲んでください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　職　名 | フリガナ  氏　　名 | 性別 | 住　　　　所 | 生年月日 |
|  |  | 男  ・  女 |  | 昭和・平成  年　　月　　日 |
|  |  | 男  ・  女 |  | 昭和・平成  年　　月　　日 |
|  |  | 男  ・  女 |  | 昭和・平成  年　　月　　日 |
|  |  | 男  ・  女 |  | 昭和・平成  年　　月　　日 |
|  |  | 男  ・  女 |  | 昭和・平成  年　　月　　日 |
|  |  | 男  ・  女 |  | 昭和・平成  年　　月　　日 |
|  |  | 男  ・  女 |  | 昭和・平成  年　　月　　日 |
|  |  | 男  ・  女 |  | 昭和・平成  年　　月　　日 |

＜注意事項＞

１　法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている役員全員（現在就いている方）及び役員以外の方で支店又は営業所を代表する方すべてについて記載してください。

２　収集した個人情報については、お申込みがあった物件に係る業務についてのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。ただし、入札参加資格の確認のため、山形県警察本部へ情報提供します。

同　　意　　書

令和 　　 年　　　月　　　日

山辺町長　　安　達　春　彦　　殿

私は、申込者の法定代理人（親権者）として入札参加申込者が山辺町町有財産売払いの一般競争入札に参加し、落札した場合は、仕様書記載事項を遵守し売買契約書を締結、履行することについて、予め同意します。

○　入札参加申込者（未成年者）

（氏名）

（生年月日）　平成　　　年　　　月　　　日生　（年齢　　　歳）

　　　　〒　　　　－

（住所）

○　同意者（法定代理人：親権者）

（法定代理人名）

　　　　〒　　　－

（住所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（続柄）

※　未成年者の方が入札参加申し込みをされる場合は、必ず本同意書を提出してください。

入札保証金還付請求書

令和　　　年　　　月　　　日

山辺町長　安　達　春　彦　　殿

住所又は所在地

フ　リ　ガ　ナ

氏名又は名称

及び代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、山辺町に納めた上記入札保証金を次の口座に振り込んでください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 振　　込　　先 | 金融機関名 | 銀行（金庫）　　　　　　　　　　　　　　　支店 | | | |
| 銀行・支店  コード | 銀行コード（４桁） |  | 支店コード（３桁） |  |
| 預金の種類 | 普通預金　　・　　当座預金　　・　　その他（　　　　　　　　　） | | | |
| 口座番号 |  | | | |
| 口座名義人 | （フリガナ） | | | |
|  | | | |

申込者と口座名義が異なる場合は、下記の振替依頼書と委任状の記載が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 振替依頼書 | 上記振込先へ口座振替してください  口座名義人（受任者）  住　　所  氏　名 |
| 委　任　状 | 上記の者を私の代理人として、入札保証金の受領について委任します。  債権者（委任者）  住　　所  氏　名 |

（注）この請求書に、振込先の預金通帳の写し（一部）を添付してください。

銀行名・支店名・預金の種類・口座番号・口座名義人を確認するために必要です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入　　　札　　　書入札書 | | | |
| 令和７年５月１６日  山辺町長　安　達　春　彦　殿 | | | |
| 入札者　住所又は所在地　　　氏名又は名称及び代表者氏名  代理人 | | | 山辺町大字山辺１番地  　　山　辺　太　郎  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 山　辺　花　子  　山辺町契約に関する規則及び入札条件を承認し、下記のとおり入札します。  記 | | | |
| 入札金額 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | | | |
| 入札保証金 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | | | |
| 物件の表示 | 物件番号 | 所在地 | |
| R7-1 | 山辺町大字山辺字十二神3132番20 | |
| 摘要 |  | | |

備考　１　入札金額に￥を付すこと。

２　「摘要」欄には必要事項を記入すること。

委　　　　任　　　　状

私は、　　　　　　　　　　　　を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

　令和７年５月１６日実施される町有財産売払い（所在地：山辺町大字山辺字十二神3132-20）の一般競争入札に関する一切の権限以上のことにつき、代理人が使用する印鑑は次のとおりです。

|  |
| --- |
|  |

代理人使用印鑑

令和　　 年　　　月　　　日

山辺町長　安　達　春　彦　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　委任者

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

14

土　地　売　買　仮　契　約　書（案）

収入印紙

売渡人 山辺町　町長 安　達　春　彦 （以下「甲」という。）と買受人 　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により町有財産の売買仮契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第２条 甲は、その所有に係る末尾記載の土地（以下「本件土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

（売買代金）

第３条 乙は、本件土地の代金（以下「売買代金」という。）として、金○○○，○○○，○○○円を甲に支払う。

２　乙は、甲が別に発行する納入通知書により、この契約を締結した日から３０日以内に売買代金を甲に納付しなければならない。

（契約保証金）

第４条　甲は、この契約について乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（この契約の成立に関する特約）

第５条　この契約は、甲が法令に規定する関係官庁からの本件土地に係る財産処分の承認を得られなかったときは、当然に解除されるものとする。この場合において、乙は損害が生じても、甲に対しその賠償を請求することができない。

（遅延利息）

第６条　甲は、乙がその責に帰する理由により納期限まで売買代金を納付できないときは、乙から遅延日数につき契約金額の年２．６％に相当する遅延利息を徴収して納期限を延長させることができる。

（所有権の移転及び土地の引渡し）

第７条　本件土地の所有権移転は、乙が第３条第１項に定める金額を完納した時とする。

（登記の嘱託）

第８条 乙は、前条の規定により本件土地の所有権が移転した後遅滞なく、甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権移転の登記を嘱託するものとする。この場合において、これに要する登録免許税その他登記に要する費用は、乙の負担とする。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第９条 乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は本件土地を第三者に貸してはならない。

（危険負担）

第10条　この契約締結後、本件土地が甲の責に帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第11条 乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本件土地が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、乙が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から２年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

（用途制限）

第12条 乙は、甲に提出した利用計画書に基づき、本件土地を当該物件の所有権移転の日から起算して２年（以下、「指定期日」という。）以内に、その用途に供さなければならない。

２　乙は、本件土地を利用計画書に定めた用途に供するため、指定期日までに必要な工事を完了させなければならない。ただし、乙の責めに帰することのできない事由等により、指定期日までに必要な工事等を完了させることができない場合には、その理由等を書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

３　前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

（契約の解除）

第13条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告をせずこの契約を解除することができるものとする。

２　甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

⑵　暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

⑶　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図ることを目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

⑷　役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑸　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（返還金等）

第14条　甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

３　甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が本件土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（返還金の相殺）

第15条　甲は、前条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第１４条に定める損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部とその返還金とを相殺できるものとする。

（原状回復の義務）

第16条　乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに乙の負担において物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。

ただし、甲が原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　前項に定める原状回復に要する費用は、すべて乙の負担とする。

３　乙は、第１項に定めるところにより物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第17条　乙は、この契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

（有益費等請求権の放棄）

第18条　乙は、この契約を解除された場合において、本件土地に投じた有益費、必要経費又はその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

（公租公課等）

第19条　本件土地に対して割賦される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

（契約の費用）

第20条　この契約の締結及び履行等に関する必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（相隣関係等への配慮）

第2１条　乙は、本件土地の使用又は新たな建物の建築にあたっては、十分な注意をもって本件土地を管理するとともに、必要に応じて地元説明会を開催するなど、自らの責任において近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう配慮しなければならない。

（疑義の決定）

第22条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（管轄裁判所）

第23条　この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

令和 　　 年　　　月 日

　　売渡人 甲 住 所 　東村山郡山辺町緑ケ丘５番地

　　　　　　　山辺町

　　　 　　　　　　氏 名 　町 長 　安　達　　春　彦

　　買受人 乙 住 所

氏 名

物 件 の 表 示

|  |  |
| --- | --- |
| 種　 別 | 土　地 |
| 所在地 | 山形県東村山郡山辺町大字山辺字十二神3132番20 |
| 地　 目 | 宅　地 |
| 面　 積 | 365.55㎡ |